

「合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させる類型」について

1. 前回の資料の内容とこれに対する指摘

「合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させる類型」の論点について、第23回消費者契約法専門調査会（以下「前回」という。）資料1では、次のような結論としていた。

事業者が、客観的に過量契約（事業者から受ける物品、権利、役務等の給付がその日常生活において通常必要とされる分量、回数又は期間を著しく超えることとなる契約）に該当するにもかかわらず消費者がそのことを認識していないということを知りながら、当該消費者に対して当該過量契約の締結について勧誘し、それによって当該過量契約を締結させたような場合に、取消し又は解除によって契約の効力を否定することを認める規定を設けることとしてはどうか。

これに対し、要件の一つとされている事業者の認識の対象について、「客観的に過量契約に該当するにもかかわらず消費者がそのことを認識していないということ」では規律として分かりにくいとため、これを対象とするのではなく、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第9条の2第1項ただし書の「当該契約の締結を必要とする特別の事情」¹の概念を用いて、当該特別の事情がないことを対象とする方が明確であり、規律として分かりやすいのではないかという指摘が見られた。

2. 検討

委員の指摘を反映するとすれば、要件についての考え方は、次のように修正されることになると考えられる（修正点は下線部。以下「修正案」という。）。

「事業者が、消費者に対して、過量契約（事業者から受ける物品、権利、役務等の給付がその日常生活において通常必要とされる分量、回数又は期間を著しく超えることとなる契約）に該当すること及び当該消費者に当該過量契約の締結を必要とする特別の事情がないことを知りながら、当該過量契約の締結について勧誘し、それによって当該過量契約を締結させたよ

¹ 特定商取引法第9条の2第1項ただし書の「当該契約の締結を必要とする特別の事情」については、「消費者が通常必要以上の購入をする特別な事情」であり、「例えば、親戚に配る目的や一時的に居宅における生活者の人数が増える事情等といったものが考えられる。」と説明されている（前掲通達16頁）。

うな場合」

消費者が、過量契約の締結を必要とする特別の事情がないにもかかわらず、過量契約を締結してしまうのは、典型的に「消費者が当該契約をするかどうかを合理的に判断することができない事情」がある場合であると考えられる。また、事業者がそれを認識しながら、当該過量契約の締結について勧誘をし、それによって当該過量契約を締結させた場合には、事業者が当該事情を利用したということができると考えられる。また、前回の案では、消費者に当該契約が過量契約に該当するという認識さえあれば適用されないことになるが、過量契約に該当すること自体は認識しつつも、判断力不足や知識・経験の不足等と、それを利用した事業者の執拗な勧誘等が相俟って次々と着物や宝飾品等を購入してしまったという事例も見られるところ、修正案ではそれも対象に含まれることになる。

他方、事業者が過量性及び特別な事情の不存在の二点について認識を有した上で当該過量契約の締結について勧誘をすること、及び、それによって当該過量契約の締結させることが要件となっている限り、前回の資料にあるような、消費者がレジに同種の商品を大量に持参した場合や、家族が何人いるか分からない消費者が食材を大量に購入していった場合²等が適用対象に含まれないことに変わりはない。

なお、上記要件を満たすのは、消費者が当該契約を締結する必要があるかどうかを合理的に判断できない場合であり、当該契約を締結するという意思表示に瑕疵がある場合であるという点において、消費者契約法第4条第1項から第3項に定める類型と共通する。そうすると、効果についても、消費者契約法の他の規定と整合的なものとする観点から、特定商取引法第9条の2（申込みの撤回又は契約の解除をする権利の付与）とは異なり、当該規定の効果は取消権の付与とすることが考えられる。

以上を踏まえ、事業者が、消費者に対して、過量契約(事業者から受ける物品、権利、役務等の給付がその日常生活において通常必要とされる分量、回数又は期間を著しく超えることとなる契約)に該当すること及び当該消費者に当該過量契約の締結を必要とする特別の事情がないことを知りながら、当該過量契約の締結について勧誘し、それによって当該過量契約を締結させたような場合に、意思表示の取消しを認める規定を設けることが考えられる。

² 過量性に関して、特定商取引法第9条の2の「その日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える」とは、「訪問販売業者が、その販売する商品等に関し、当該商品等の性質、機能や相手方消費者の世帯構成人数等の個別の事情にかんがみ、個別の消費者にとって社会通念上必要とされる通常量を著しく超えた販売行為を行う場合を類型化したものである。」と説明されている。

【参考条文】

特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）

（通常必要とされる分量を著しく超える商品の売買契約等の申込みの撤回等）

第九条の二 申込者等は、次に掲げる契約に該当する売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又は売買契約若しくは役務提供契約の解除（以下この条において「申込みの撤回等」という。）を行うことができる。ただし、申込者等に当該契約の締結を必要とする特別の事情があつたときは、この限りでない。

- 一 その日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える商品若しくは指定権利の売買契約又はその日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を著しく超えて役務の提供を受ける役務提供契約
- 二 当該販売業者又は役務提供事業者が、当該売買契約若しくは役務提供契約に基づく債務を履行することにより申込者等にとって当該売買契約に係る商品若しくは指定権利と同種の商品若しくは指定権利の分量がその日常生活において通常必要とされる分量を著しく超えることとなること若しくは当該役務提供契約に係る役務と同種の役務の提供を受ける回数若しくは期間若しくはその分量がその日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を著しく超えることとなることを知り、又は申込者等にとって当該売買契約に係る商品若しくは指定権利と同種の商品若しくは指定権利の分量がその日常生活において通常必要とされる分量を既に著しく超えていること若しくは当該役務提供契約に係る役務と同種の役務の提供を受ける回数若しくは期間若しくはその分量がその日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を既に著しく超えていることを知りながら、申込みを受け、又は締結した売買契約又は役務提供契約
- 2 前項の規定による権利は、当該売買契約又は当該役務提供契約の締結の時から一年以内に行使しなければならない。
- 3 前条第三項から第八項までの規定は、第一項の規定による申込みの撤回等について準用する。この場合において、同条第八項中「前各項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する第三項から前項まで」と読み替えるものとする。